



協定可否通知書

旭建名河第116号

令和5年3月15日

住 所 中川郡中川町字誉35番地
商号又は名称 株式会社 中川建設
代表者氏名 代表取締役 吉田 寛 殿

旭川開発建設部

名寄河川事務所長 加納 浩生



先に申請のあった災害等における河川及びダム災害応急業務に関する協定について、
下記のとおり決定したので、通知します。

記

件 名	災害等における河川及びダム災害応急業務に関する協定
協定の可否	☒ 可 ※幹事社
	☐ 否

災害等における河川及びダム災害応急業務に関する協定

北海道開発局旭川開発建設部 名寄河川事務所長 加納 浩生（以下「甲」という。）
と 株式会社 中川建設 代表取締役 吉田 寛（以下「乙」という。）とは、地震、洪水、河道閉塞、土石流、地すべり、水質事故及び大規模事故等（以下「災害」という。）により、災害の発生又はその恐れがある場合の河川及びダム災害応急業務（巡視、水防活動、水質事故対策、緊急減災対策等を含む。以下「業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が管理する河川及びダム（以下「河川・ダム」という。）において、災害の発生又はその恐れがある場合に、これらの対応に必要な建設機械、資機材、労務等（以下「資機材等」という。）について、甲乙双方がその確保及び動員の方法を定め、もって災害の拡大防止と被害施設の早期復旧について、その円滑な運営を期することを目的とする。

（業務の実施区間）

第2条 業務の実施区間は、No. ①中川地区ブロック とし、別図に示す区域とする。又、大規模土砂災害が発生した場合は、所管する市町村（中川町、音威子府村、美深町、名寄市、士別市、下川町、和寒町及び剣淵町）の区域とする。

（業務の実施体制）

第3条 甲は、河川・ダムに災害が発生し又はその恐れがある場合は、書面又は電話等により乙に業務の実施を要請する。ただし、震度5弱以上の地震が発生した場合又は、乙が災害の被害発生状況等を把握した場合は、直ちに（幹事会社を経由して）甲に連絡するよう努める。

2 乙は、業務の要請を受けた場合、直ちに河川及びダムを巡視（以下「巡視」という。）又は被害状況等の把握を行い甲に報告し、甲の指示により該当事象の応急業務を実施する。

3 乙は、業務の実施要請を受けた場合は、速やかに現場責任者を定め甲に報告する。

4 乙（No.①～No.④）は、業務の実施区域において震度5弱以上の地震が発生した場合、甲の実施要請の有無にかかわらず、震度5弱以上の市町村の区域について、地震発生後速やかに所管施設等の初期現地点検を実施し、結果を甲に報告するものとする。報告は概ね30分毎に行うものとする。

なお、積雪期間の地震時の点検については、事前に点検ルート、点検方法（移動方法）等について、甲と協議を行うものとする。特に点検方法については、スノーモビルなど積雪期間に最適な方法を定め、必要な資機材を確保するものとする。

（業務の指示）

第4条 業務の実施内容の指示は、甲が行い、乙はその指示に従う。

（臨機の措置）

第5条 乙は、業務の実施に当たって、「河川・ダム」で異常事態等が発生又は発生の恐れがある場合、臨機の措置（河川管理施設の操作を含む）を講ずるとともに、直ちに甲に報告し、その指示に従うものとする。

(業務の着手及び完了)

第6条 乙又は第3条第3項で定めた現場責任者は、業務に着手及び完了したときは、電話等により、直ちに甲にその旨を報告する。

(業務の実施報告)

第7条 乙は、業務が完了したときは、作業開始時刻、作業終了時刻、及び使用した資機材等について、速やかに書面により甲に報告する。

(契約の締結)

第8条 甲は、第3条第1項により乙に業務の実施を要請したときは、遅滞なく随意契約を締結する。

(資機材等の報告、提出)

第9条 乙は、予め災害に備え、第3条第2項の業務に際し使用可能な資機材等の数量、及び技術者の人員を把握し、甲に書面により報告する。

2 乙は、前項で報告した内容に著しい変更を生じたとき又は資機材及び技術者等の現状について甲が特に報告を求めたときは、遅滞なくその資料を甲に提出する。

3 甲は、甲が所有する資機材等について、予め乙に書面により通知する。

(資機材等の提供)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく業務の実施に関し、それぞれからの要請があったときは、相互に資機材等の提供について協力する。

(業務の特例)

第11条 乙は、甲が特に必要として第2条に規定する以外のブロックにおいて業務の実施を要請したときは、原則としてこれに応じる。

(費用の請求)

第12条 乙は、業務完了後当該業務に要した費用を第8条により締結した契約に基づき甲へ請求する。

(費用の支払い)

第13条 甲は、前条の規定による請求を受けたときは、その内容を精査し第8条により締結した契約に基づき費用を支払う。

(損害の負担)

第14条 業務の実施にともない甲と乙のいずれの責めにも帰することができないものにより第三者に損害を及ぼしたとき又は資機材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲乙協議して定める。

(訓練等への参加)

第15条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が主催する訓練、講習会等に原則参加するものとし、参加にかかる費用は乙が負担する。

(有効期限)

第16条 この協定の有効期限は、協定調印の翌日から令和6年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙双方から申し出がない場合は、引き続き同条件をもって1年間延長され、その後も同様に取り扱うものとする。

(協定の解除)

第17条 甲は、乙に対して本協定を締結することが著しく不相当と認められる場合又は乙が甲に対して協定締結の解除の申し出を行った場合は、甲乙協議の上、協定締結を解除することができる。

(協議)

第18条 この協定に定めのない事項については必要に応じて、甲と乙とが協議して定める。

(協定の効力)

第19条 乙が北海道開発局長から、地方支分部局所掌の工事（業務）請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けている期間中はこの協定を適用しない。ただし、本協定に基づく業務の実施中においては、この限りではない。

(雑則)

第20条 この協定の証として本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上各自1通を保有する。

令和5年 3月 31日

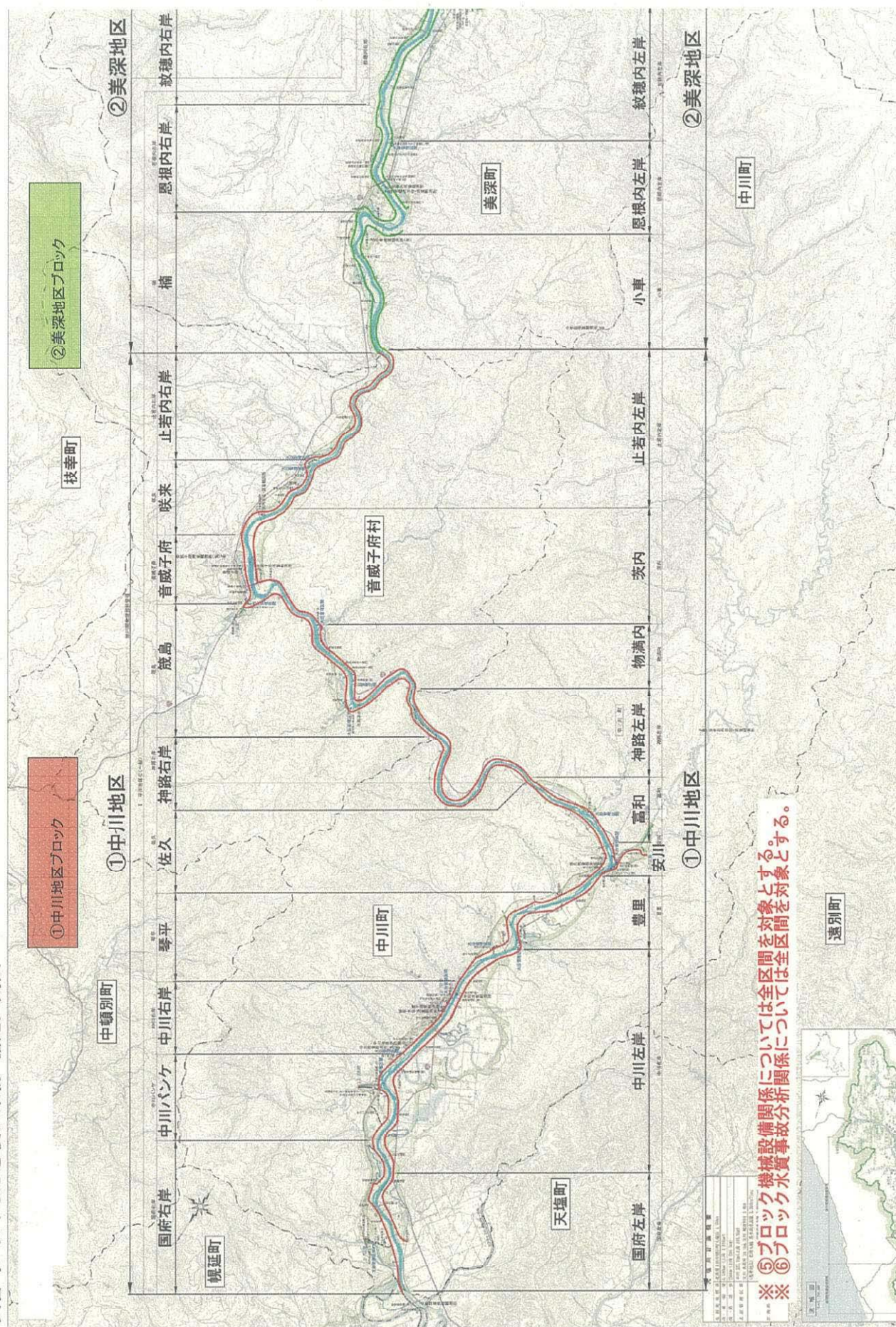
甲 北海道開発局旭川開発建設部
名寄河川事務所長 加納 浩生



乙 株式会社 中川建設
代表取締役 吉田 寛

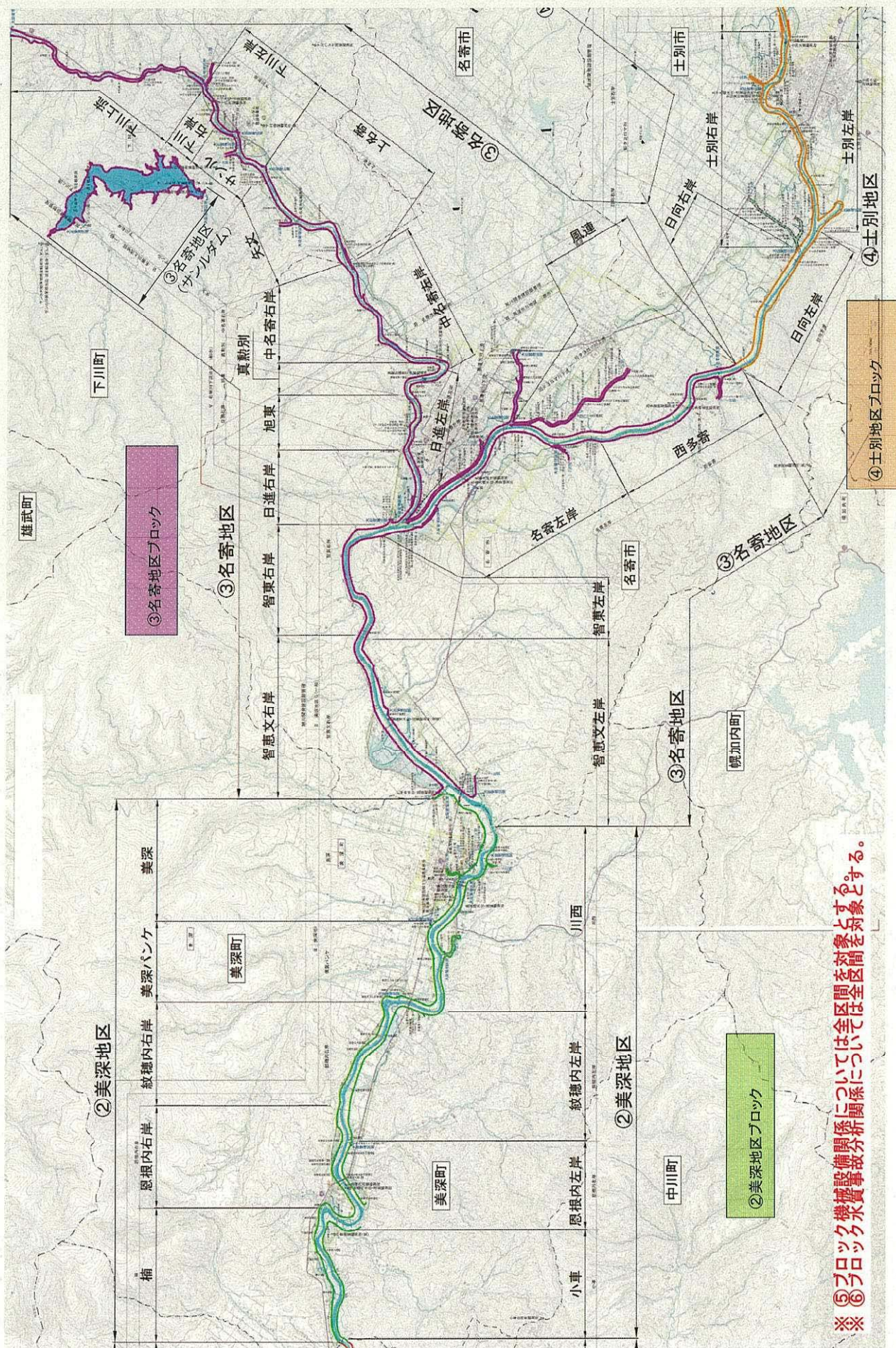


災害時における応急復旧業務協定区域図



別図（2）

災害時における応急復旧業務 協定区間図



※ ⑤ブロック水質監視関係については全區間を対象とする。

別図(3)

災害時における応急復旧業務 協定区間図

※ ⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

